

平成30年8月31日提出

平成30年9月市議会定例会議案

白 河 市

議案第95号

白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成23年白河市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白河市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の2号を加える。

- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、附則中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第97号

白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画
区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正
する条例

白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成28年白河市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「同条第1項第2号」を「同条第1項第1号」に改め、同条第3号中「ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第98号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2276	三輪台大倉矢見線	白河市白坂三輪台16番地	
		白河市白坂大倉矢見295番地1	
2277	三輪台3号線	白河市白坂三輪台8番地1	
		白河市白坂三輪台22番地1	
2278	三輪台4号線	白河市白坂三輪台50番地3	
		白河市白坂三輪台52番地2	

2 廃止する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2006	大倉矢見三輪台線	白河市白坂大倉矢見295番地2	
		白河市白坂三輪台10番地1	
2271	三輪台2号線	白河市白坂三輪台50番地3	
		白河市白坂三輪台62番地1	

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第99号

利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次に掲げる平成29年度白河市公営企業会計の利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成29年度白河市公営企業会計の決算を議会の認定に付する。

なお、決算の内容及び審査意見書は、別冊のとおりである。

- 1 平成29年度白河市水道事業会計
- 2 平成29年度白河市工業用水道事業会計

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第10号 損害賠償について

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙
専決第10号

損害賠償について

市は、次により、市道の管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 損害賠償の相手方の住所及び氏名

- 2 損害賠償の額
6,480円

- 3 損害賠償をする理由

平成30年4月25日市道昭和町白坂線において、████████氏所有の軽自動車の右側前輪が穴状の陥没部分に落ち込み、同自動車に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年6月25日

白河市長 鈴木和夫

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第11号 損害賠償について

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙

専決第11号

損害賠償について

市は、次により、物損事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 損害賠償の相手方の住所及び氏名

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

- 2 損害賠償の額

41,040円

- 3 損害賠償をする理由

平成30年5月8日市有自動車が■■■■■■氏宅地内のブロック塀に衝突し、同ブロック塀に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年6月25日

白河市長 鈴木和夫

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第12号 損害賠償について

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第13号 和解について

平成30年8月31日提出

白河市長 鈴木和夫

